

永世中立と国際連合

—スイスとオーストリアの国連外交の比較研究—

広瀬孝文, ボレスラフ A. ボーチェック

Permanent Neutrality and the United Nations:

A Comparative Study of Swiss and Austrian Policies toward
the United Nations

by

Boleslaw A. Boczek * and Takafumi Hirose **

SUMMARY IN ENGLISH

This is a study of the relationship between the status of permanent neutrality and the modern system of collective security.

The point in question is whether or not the status of permanent neutrality is compatible with the system of collective security which requires its members to participate in coercive measures against a common enemy. Based on a number of scholastic arguments presented in the past, this is a comparative study of two different arguments: one by Switzerland which is not a member of the United Nations, and the other by Austria which has been a member of the U. N. since 1955. First, it examines these arguments in order to determine why Switzerland and Austria chose different courses.

Then, actual practices of these states in relation to the U. N. are examined in order to probe the possibility or impossibility of the existence of permanent neutrality in the United Nations. It is, then, concluded that, from a legal point of view, there remain many conditions that must be met before a permanently neutral state can become a member of the U. N. without any anxiety. But Austria became a member for her own political reasons, and the stability of her status in the U. N. largely depends on the political atmosphere of the organization. Whether a member of the U. N. or not, a permanently neutral state can contribute a great deal to the world peace in its own way.

OUTLINE

I. THE PROBLEM: IS PERMANENT NEUTRALITY COMPATIBLE WITH COLLECTIVE SECURITY?

- A. The Reasons for this Study
 - B. The Principles of Collective Security
 - C. The Principles of Permanent Neutrality
 - D. The Purpose of this Study
- II. ARGUMENTS FOR INCOMPATIBILITY: THE CASE OF SWITZERLAND
- A. The Swiss Experience in the League of Nations
 - B. The Intention of the Drafters of the U. N. Charter
 - C. The Swiss Decision not to join the U. N.
- III. ARGUMENTS FOR COMPATIBILITY: THE CASE OF AUSTRIA
- A. Re-examination of the U. N. Charter
 - B. The Road to the U. N.
- IV. A CASE OF NON-MEMBER STATE: SWITZERLAND
- A. The Swiss U. N. Observer
 - B. The U. N. Offices and Specialized Agencies in Geneva
 - C. Relations with the U. N. Specialized Agencies
 - D. Attitudes toward the U. N. Peacekeeping Activities
- V. A CASE OF MEMBER STATE: AUSTRIA
- A. Austria's "Active Neutrality"
 - B. Austria in the General Assembly
 - C. Austria in the Security Council
 - D. Attitudes toward the U. N. Peacekeeping Activities
- VI. SUMMARY AND CONCLUSIONS: CONDITIONS AND POSSIBILITIES FOR MEMBERSHIP

I. 問題点：永世中立と集団安全保障体制は両立するか否か

A. 問題の起点

この研究が行なわれる契機となったのは、今日の国際連合の集団安全保障体制の中に実に奇妙な現象が一つ見られることである。それは、国際法上同じ立場にある二つの永世中立国、スイスとオーストリアが、永世中立と国連安保体制との関係を異った意味で解釈し、スイスは国連加盟を拒否する一方、オーストリアは堂々と国連に加盟し活発な活動を続けている現実である。また、世界各国は、この矛盾した現実を黙認する一方、国際法の専門家の間でも明確な結論は出されていない。この研究は、この問題を単に国際法の範囲のみに留まらず、国際政治的な面も加えて追究するものである。

B. 集団安全保障の条件

国際連盟の時代に出現し⁽¹⁾、現在の国際連合によって受け継がれた集団安全保障の概念は、ある国が違法と思われる行為をもって国際平和に危機をもたらしたと断定された場合、集団安全保障機構の加

盟国全部が協力して、その国に対して制裁を加えることを原則とする。すなわち、集団安全保障機構の加盟国である限り、集団的な行動をとらずに中立的な態度をとることは、原則として許されない。この原則と義務は、国連憲章の中では次のように表現されている。

1. 國際連合の目的は、國際平和及び安全を維持するために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること。(第1章第1条第1節)
2. すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。(第1章第2条第2節)
3. すべての加盟国は、國際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても國際連合にあらゆる援助を与え、且つ、國際連合の防止行動又は強制行動の対象となっている国に対しても援助の供与を慎まなければならない。(第1章第2条第5節)
4. 國際連合の加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する。(第5章第25条)
5. 安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに國際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。(第7章第39条)

(以下第7章第40条～第51条省略)

そして今や、國際連合の加盟国は144ヶ国と世界の国々の大半を占め⁽²⁾、この集団安全保障の原則は、普遍的なものとなりつつある。

C. 永世中立の条件

集団安全保障が國際法において比較的新しい觀念である一方、中立及び永世中立の地位は、かなり古くから國際法に存在していた⁽³⁾。伝統的（古典的）中立とは、戦争が起きた場合、その戦争の原因が正当であっても不当であっても、中立を宣言した国は、自衛以外の場合には一切戦争に関係あると見なされる行動をとらないことで、それについての法規は、國際連盟の集団安全保障機構の出現以前に國際法としてすでに成立していた⁽⁴⁾。永世中立とは、伝統的中立の特殊な型のもので、今日までの例から見ると次のようないくつかの条件が満たされなければならないとされている。

1. 永世中立は、複数の国家の同意による「中立化」⁽⁵⁾の行為をもって成立するもので、一方的宣言のみでは國際法上の地位を獲得し得ない。
2. 中立化に参加した列国は、集団的に當時その永世中立国の独立性と領土保全を保障することを原則とする⁽⁶⁾。
3. 永世中立国は、中立と見なされる領土を他国の侵害から守る義務を持つ。従って、常設的武装中立でなければならない⁽⁷⁾。
4. 永世中立国は、自衛の場合を除いて戦争する権利を一切持たない⁽⁸⁾。
5. 永世中立国は、他国が交戦状態にある時、場合を問わず伝統的中立を厳守する義務を持つ。
6. 永世中立国は、平和時においても、将来戦争に巻き込まれる危険のない外交を行なう義務を持つ。従って、同盟条約・軍事援助条約・安全保障条約などの条約は締結してはならず、他国に軍

事基地などを提供してはならない。

7. 永世中立国は、非軍事的な性格の国際条約・国際組織・国際活動などには参加することは許され、思想的中立を守る義務、出版・言論の自由を制限する義務は持たない。⁽⁹⁾

以上の諸条件から言えば、時によっては集団的制裁に参加しなければならない義務を持つ国際連合の加盟国となることは、平和時における永世中立国がとるべき外交政策ではないと一般に考えられている。

D. 本稿の主題

集団安全保障も永世中立も、国際法上存在し許されるべきものであるから、各々の正当性をここで証明する必要はない。ここでは、前述の「奇妙な現象」が問題とされる。国際連合の中でオーストリアに加えて存在する永世中立国は、ラオスである。スウェーデンは、国際法上の地位こそないが、中立主義⁽¹⁰⁾を守る国として過去150年以上に渡り中立的政策をとってきたので、中立主義国家としては信頼性の高い国連加盟国である。フィンランドとアイルランドも、どちらかと言えば信頼の高い中立主義を守る国であり、ユーゴスラヴィアは、今日信頼ある中立主義国家への道を歩みつつある。このように、「中立」と呼ばれる又は自称する国家は、スイス以外は全部国連加盟国となっている。それでは、これが一般でスイスは例外なのかという疑問が起ってくる。本稿は、この「奇妙な現象」の理由を追求するために、永世中立と集団安全保障は両立するか否かというテーマで論じる。非両立説を唱え国際連合には加盟していない国はスイスであり、両立説を唱えて加盟している代表的な国はオーストリアなので、この二者を取り上げ、それらの国連に対する外交を比較しながら追うことにする。まず理論的な面から出発し、両国の国連外交の実情を比較した後、国際連合と永世中立の将来について考えたい。

II. 非両立説：スイスの場合

A. 国際連盟加盟国としての経験

スイスが今日国連加盟を恐れる理由の一つは、スイスが国際連盟に加盟した際、永世中立の立場が不安定なものになったという経験であろう。⁽¹¹⁾

集団安全保障の観念は、古典的勢力均衡の崩壊により、それに代わる平和維持の手段として第一次世界大戦後登場したものであるが、その封を切った国際連盟規約は、第16条において次のように述べている。

「連盟国が、規約第12・13または15条による約束を無視して戦争に訴えた場合、その行為そのものが（ipso facto）他のすべての連盟国に対して戦争行為をなしたものと見なされ、他のすべての連盟国は、これに対し直ちに一切の通商または金融的関係を断絶し、自国民と違約国国民との一切の交流を禁止し、連盟国であってもなくても他のすべての国の国民と違約国国民との間の金融的・通商的・または個人的交流の一切を防止する。」

この条文を見ると、一見永世中立などといふものは、連盟規約の下では全く不可能のように見受けられるが、⁽¹²⁾連盟規約は、他の条文で「正当な戦争」を認めていた。司法的判決や理事会の決議を執行

するための戦争や理事会が決断を下すことができなかった紛争において 3 ヶ月後に発生する戦争は、「正当」な戦争であった。正当な戦争の場合には、もちろん、中立を保つということは許されることである。しかし、この第 16 条が適用された場合には、中立は許されないはずであった。

ところが、もう一つの条文、規約第 21 条は、国際連盟内で永世中立を認めるかのようであった。第 21 条は、「この規約のいかなる部分も、平和維持確保を目的とした仲裁契約などの国際協定や、モンロー主義などの地域的黙約の有効性に影響を及ぼすものと見なされるべきではない。」とうたっている。このことを考慮したスイスはスイスの永世中立は、1815 年 6 月 9 日のウィーン会議宣言第 84 条で成立したものであり、¹³ 今度のヴェルサイユ条約の第 435 条でも再確認さるているので、¹⁴ 連盟規約第 21 条の範囲に含まれると判断し、そのように申し出た。¹⁵ しかし、最高連合会議はそれを認めず、結局はロンドン宣言¹⁶ というものによって妥協案が発表された。

ロンドン宣言は、一般に「特種中立 (differential neutrality)」または「限定的中立 (qualified neutrality)」という型の中立を生み出した。¹⁸ その特徴は次の 5 つの点である。

1. 連盟規約と中立の地位とは原則として両立しない。しかし、スイスは長年の永世中立の業績を持つので例外である。
2. スイスの永世中立はここに確認された諸条約によって保障されていることを認める。
3. スイスは、国際連盟のとる軍事的行動には参加しなくてもよい。
4. スイスは、国際軍のスイス領土内の通過を許可しなくともよい。
5. スイスは、国際連盟のとる経済的及び他の非軍事的行動には参加しなければならない。

この条約の下でスイスは国民選挙の結果国際連盟に加盟したが、その後スイスの永世中立は多くの試練を受け、²⁰ スイスにとって最悪の事態が 1935~36 年のイタリアのエチオピア侵略の結果起きた。この時、国際連盟は、侵略国イタリアに対して軍需品の通商停止、ボイコット、局部的封鎖、金融的交流の中止などの経済的制裁を加えるよう全加盟国に要請した。しかし、イタリアはスイスの隣国であり、当時の国際連盟の安全保障体制はすでに崩壊しかけていたので、スイスは連盟の指示に従って危険を冒すより、1907 年の第 5 ハーグ条約に従って、伝統的中立の道を選ぶことにした。結果としては、スイスは軍需品の輸出を停止したが、それはイタリアに対してのみではなく他の国々にも平等になされた。また、イタリアからの輸入を全面的に禁止したのではなく、スイスを橋として他国との貿易を防ぐためだけの理由で、イタリアとの貿易は、戦争発生前の 1935 年の額に留めることとされた。これは、一般に「平常通商 (courant normal)」と呼ばれる慣習である。その後、限定的中立は実行不可能なものと悟ったスイスは、1938 年に全面的永世中立に戻るよう連盟に要請し、同年それが認められた。²¹

スイスが、限定的中立という型をとて国際連盟に加盟した結果得た教訓は何か。

まず、第一に、限定的中立（特種中立）を国際連盟規約と妥協するためのみに創造したということは、政治的問題を法規によって紙の上だけで解決しようとした試みである。これは、当時流行したベンタム風合理主義とウィルソン風理想主義を現実化しようという非現実的な試みと言えろう。²²

第二に、現代の戦争において、軍事面を経済面から切り離して考えることは全く不可能と言える。

例えば、交戦国が第三者から封鎖とか通商停止などの取り扱いを受けた場合、どうやってそれを友好的または中立行為と解釈できるであろう。従って、これは永世中立国家がなすべきことではないと考えられる。

第三に、普遍的集団安全保障というものは、国際連盟当時（そして今日においても）単なる理想であった。国家の運命を賭けるのならば、不完全で信頼性の低い連盟の集団安全保障体制よりも、数百年の伝統を持つ永世中立であることは当然と言えよう。

第四に、第一次世界大戦においても第二次世界大戦においても、全面的戦争の中でスイスは中立を保つことができたという実績からも言えるように、スイスは永世中立による自国の安全保障というものに強い自信を持っている。これは、スイスに限った例外かも知れないので、他国がむやみに真似をすることは危険なことである。

最後に、イデオロギーが深く関係した第二次大戦において、スイスは安定した国内政治を続けることができた。この自信は、東西対立の今日の世界でも持ち続けることができるであろう。

以上、総括的に言うと、スイスが国際連盟加盟国として得た教訓は、集団安全保障に頼るより永世中立に頼った方が、国家の安全はより確実に保持できるという自信の確認である。

B. 国際連合憲章起草者の意図

一般に、法（ここでは国際法としての国連憲章）というものの性質を理解するためには、まず起草者の意図を考慮せよと言われている。ここでは、1945年に戻って、国連憲章の草案中の模様を見てみよう。

記録によれば、1945年サンフランシスコにおける会議では、憲章の中に永世中立と国連の目的と原則とは両立しないとはっきりうたうべきであるという意見が一般的であったと記されている。それを特に強く主張したのがフランス代表で、国連加盟の資格²³及び加盟国の義務²⁴について検討された時には、永世中立を主とした中立的な態度は禁止されるべきだと主張したと言われている。このフランス代表の提案は、最終的には憲章の中には含まれなかつたが、その理由は、そのような事がわざわざ憲章に書かれなくても、憲章全体にその意味は十分に含まれていると了解されたからだと伝えられている。²⁵

諸国際法学者による初期の解釈にもこの種のものが多い。例えば、チャールス・G・フェンウィックは、「1945年6月26日の国連憲章の成立によって、法規としての中立は遂に廃止された。」とまで言っている。²⁶従って加盟国は、国連憲章第2条第5節にある二つの原則²⁷から例外として扱われるよう要求する資格はないとされている。²⁸

当時の政治的ムードから言ってもこの筋の解釈が当然であろう。国際連合そもそもの始まりというのは、第二次世界大戦中共通の敵を相手にして戦った国の連合（連合国）である。そして、今日の国連憲章は、第二次大戦中に発表された1941年6月12日の14ヶ国宣言、1941年8月14日の大西洋憲章、1942年1月1日のワシントンにおける連合国宣言、1943年10月30日モスクワにおける4ヶ国共同宣言、1944年10月7日のダンバートン・オーツ案、そして1945年2月11日のヤルタ協定が発展したものに過ぎない。²⁹つまり、国連の母体となったものは、枢軸国を相手にして戦った連合国なので、中立的な

態度などというものは全く問題とされなかつたのは当然と言えよう。³⁰ 従つて、国連加盟国は、その主旨に反する行為を犯した国に対して、積極的に制裁を加える態度をとるのが当然であり、もし軍事的に協力する力がなければ、少なくとも政治的及び経済的に協力することが期待されたのである。³¹

このように、国連憲章起草者の意図という観点から見た永世中立は、明らかに国連の集団安全保障体制とは非両立的と見なされる。この意図をくみ取ったルクセンブルクなどは、1948年憲章の批准と同時に憲法を改正して永世中立を廃止している。³²

C. スイスの国連非加盟の決断

スイスは、国際連合には常に大きな関心を持っており、サンフランシスコ会議が始まる以前から、スイス連邦会議は、計画中の国際機構とスイスの永世中立の関係を研究する特別委員会を設けていた。³³ しかし、スイスは、枢軸国と交戦中の国でなければ参加資格がなかったサンフランシスコ会議に出席することはできず、当時、まだ第二次世界大戦が終了していなかったという事情からも、直接憲章の草案と関係することはできなかった。1945年11月には、特別委員会は、もしスイスの永世中立を保証する但し書きが添えられるのならば、スイスの国連加盟は好ましいという結論を出すまでに至ったが、前述の如くサンフランシスコ会議では中立という考えがひどく嫌われたということや、この但し書きもロンドン宣言の反復になるのではないかという懸念などから、最終的には国連には加盟しないという結論を出した。1946年10月19日付の政治委員長ベティビエールから国連総会の議長宛に出された手紙には、

「スイスが遵守しようとする国際的地位（永世中立のこと）と国際連合加盟国の本質とが絶対に非両立的であるという説がもし成り立つとすれば、スイスは、組織（国連のこと）に加盟することはできません。しかし、政治及び軍事的領域以外で国連が行なう国際的活動に参加する心構えは、十分にできています。³⁴」

と述べており、これが今日のスイスの国連外交の基礎を成している。1946年にスイス連邦議会が発表した国連に対する外交政策は、次の通りである。

1. 国際連合の諸活動を常に注視する。
2. 国際司法裁判所及び国連専門機関への加入を要請する。
3. スイス領土内に国連の諸機関・事務局などを設置することに協力する。³⁵

これらの方針に基づいて今日のスイスの国連外交が見られるわけである。

III. 両立説：オーストリアの場合

A. 国連憲章の再考

国連憲章が成立した数年後、スイス説とは別な解釈が論じ始められた。それは、サンフランシスコ会議において、例のフランス案が採用されなかつた理由は、実際には国連憲章の中に中立を認めるような部分がいくつかあるということが分っていたからであるといふものである。³⁶ この説の論拠は、永世中立は国際連合の目的の一つと一致しているという考え方である。憲章第1条第2節に、国際連合の目的は、「世界平和を強化するために、その他の適切な措置をとること」とされており、「その他の適

「当な措置」とは、第1条第1節に記された集団的措置と紛争解決のための平和的手段以外の一切の手段を言い、軍縮協定³⁹や永世中立⁴⁰もそれに含まれると見なされている。このようなことを念頭に、国連において永世中立が可能な場合、又はその可能性がありそうな場合を、具体的に検討してみたい。ただし、紙面の都合上、箇条書き形式にとどめる。

1. 国際連合の加盟国だからと言って、必ずしもすべての国際紛争に巻き込まれなければならないとは限らない。⁴¹ 平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為があっても、(a) 国連がそれに対して適切な措置をとる前の期間、(b) その問題が安全保障理事会に掛けられない場合、(c) 安全保障理事会がそれは国連の管轄外と認めた場合などには、その紛争は国際連合に関係なく続くもので、加盟国には何の義務もない。従って、中立的な態度をとることは正当と認められる。
2. 安全保障理事会が国際紛争について何の決断をも下すことができない場合にも、加盟国は義務を負わない。憲章第27条によれば、安全保障理事会の決議案は、15票のうち、「常任理事国を含む9理事国の賛成投票」がなければ可決されない。常任理事国の拒否権の使用などによって安全保障理事会が行き詰まりの状態に陥った時には、従来の国際法に従って戦争などが行なわれることになるというのが一般に受け入れられた説である。⁴² 中立は、従来の国際法に確実な地位を占めている。
3. 自衛のための戦争は、憲章第51条で認められているので、安全保障理事会が干渉しない限り、正当な戦争として受けられるので、従来の国際法に従い中立も認められる。この種の戦争は、国家と国家の間でもよいし、NATOなどの地域的安全保障体制の下でもよいが、安保理事会の決議なしでは、国連加盟国の義務とは関係がない。⁴³
4. 国際連合が正式な決議を下した場合でもまだ中立を保つことが可能な場合がある。それは、(a) 安全保障理事会の決議が、憲章第39条の範囲内にとどまり、経済的または軍事的措置をとるよう加盟国に対して勧告する (make recommendations) にすぎない場合と、(b) 安保理事会ではなく国連総会で集団的制裁の措置が決議された場合である。前者の場合には、安保理事会がある措置をとるよう要請 (call upon) した時初めて加盟国に義務付けられるのであって、勧告には従うも従わないも国家の自由とされる。⁴⁴ 後者の場合は、1950年11月3日国連総会で可決された「平和のための結集 (Uniting for Peace)」決議⁴⁵に基づいて総会で可決される制裁措置の場合である。総会は、安全保障理事会の代理と称しても、法規上はその権限を持たないので、安全保障に関する問題については、国連憲章の範囲内では加盟国を義務付けることはできない。⁴⁶ よって、このような二つの場合にも、国連に協力せず中立を維持することは可能である。
5. 憲章第41条に基づいて、安全保障理事会が非軍事的措置⁴⁷を適用するよう加盟国に要請した場合の永世中立加盟国立場については、今日でもまだ意見が分かれている。この問題は、二つの観点から考えることができる。まず、第41条が加盟国の中立的態度を認めるか否かとという問題ならば、答えは「認めない。」で、これには疑問の余地はない。ところが、永世中立国が非軍事的（特に政治及び経済的）差別を他国に対してすることを国際法は認めるかという問題になると、学者の間の意見が一致しない。ラリーヴは、平和時でも戦争中でも、非軍事的制裁は、限定的中立

(qualified neutrality) の行為の一つにすぎないのだから、当然許されるべきだと言っている。更に彼は、「国連憲章を批准することによって、場合によってはそのような措置を自国に対して取られてもよいと了解したのだから、非軍事的制裁をとることによって永世中立に関する国際法を犯したと異議を申し立てる資格は、その被害を受けた国にはない。」と言っている。⁴⁸⁾ オッヘンハイムとシンドラーは、平和時における非軍事的制裁は、それによって戦争が起こらなければ、永世中立の立場は維持できると言っている。⁴⁹⁾ オーストリアは、これらの学者の考えに同意し、スイスは、間違いであるとは言っていないが、非常に非現実的であると主張している。というのは、国際連盟における経験をもとにして、限定的中立は永世中立の一種であるかどうかが疑問となってきた。戦争が始まれば、中立的態度ではなくなる非軍事的行為が、単に戦争中ではないからと言って、簡単に被害を受ける国に認められることはないからである。また、万一非軍事的制裁の結果戦争が起きた場合、その時点において中立的政策に戻ったとしても、それでその永世中立国の責任が問われないということはない。⁵⁰⁾ 従って、スイスの外交政策は、紙に書かれている法規に基づいてのみ行なわれるのではなく、現実を考慮に入れた、必ずしも法規にあるとは言えない永世中立の「原則」に基づいて行なわれている。スイスがヨーロッパ経済共同体（EEC）に加盟していない理由もここにあると言えよう。

6. 憲章第42条に基づいて安全保障理事会が軍事的措置を適用するよう要請した場合にでも、永世中立の維持がまだ可能な場合がある。永世中立の加盟国がその中立的地位を失うのは、安全保障理事会がすべての加盟国にそれを要請した場合に限る。その他の場合には、第43条によれば、軍事的な協力については、安全保障理事会と加盟国または加盟国群との間で、(a)「交渉」され、(b)協定が「締結」され、(c) 署名国の憲法上の手続きに従って「批准」されなければならない。ということは、実質的には、協力しないで中立を維持することはこの場合さほど困難なことではない。

7. 永世中立国は、憲章に従って国際連合の中で「例外」扱いを受けることができる。この場合は、永世中立国の立場は損われない。この例外扱いは二つの場合によって認められる。その一つは、第48条の下に来る場合で、安全保障理事会の決定を要する行動については、「安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部又は一部によってとられる。」とあり、この時に理事会が永世中立国を除外すればよいのである。オーストリアの学者達は、この点を特に強調し、オーストリアは、いざという時にはこれに期待を掛けるであろうと思われる。もう一つの場合は、憲章第108条に従って憲章そのものが改正されるか、安全保障理事会の決議によって永久的に国連内において永世中立が承認されるようになった時である。しかし、これらの可能性については、今日のところ現実性がない。

8. 憲章第107条が適用されて起きた戦争の場合には、中立的態度が許される。第107条は、集団安全保障の原則に基づいて軍事的措置が緊急にとられなければならない場合、加盟国との交渉などの準備の期間中、国際平和及び安全維持のために、アメリカ、イギリス、ソ連、中国、フランスは、緊急処置をとることができるとされている。

9. やや時代遅れではあるが、最後に挙げられる中立の可能性は、憲章第53条と107条に基いて、第二次大戦の連合国の適國に対してとられる特定の制裁措置のための戦争の場合である。

以上、ややあいまいな点はあるが、ほとんどの場合において中立的な態度が国連内で認められることになる。しかし、国連憲章は、集団安全保障と永世中立の両立性を全面的に認めている訳ではない。あいまいな場合には、安全保障理事会の政治的決議を要する。オーストリアは、いざという時には安全保障理事会に頼ればよいという態度で国連に加盟しているし、スイスは、国際政治によって左右される安全保障理事会にその運命を委ねるのは危険なことだと見て国連には加盟していない。

B. オーストリアの国連加盟への経緯

オーストリアの中立化の過程は1955年に完了したのだが、それより数年前の1947年に国連加盟のための申請をすでに提出していた。しかし、第二次世界大戦後の冷戦という国際状勢もあって、安全保障理事会で拒否権を持つソ連の反対に会い、1955年まで加盟は認められなかった。⁵³ というのは、オーストリアは、戦後ドイツと同じように連合軍によって占領され、⁵⁴ ソ連はオーストリアをソヴィエト化しようとした、西側はそれをさせまいと、オーストリア国内で冷戦が展開したからである。⁵⁵ 一方、国連においても、新しく加盟する国が共産主義国か自由主義国かによって総会での表決に大きな影響をもたらすので、加盟は微妙な問題であった。そこで、オーストリアの国際的地位が明確になった1955年までは、オーストリアの国連加盟は留保されていたわけである。

オーストリアは、東西のバランスを考慮に入れた一括取引（package deal）と呼ばれる過程において、1955年12月、同時に国連加盟が承認された16ヶ国の一である。⁵⁶ ここで注目すべきことは、1949年から1955年の間、国連ではオーストリアの中立が一度も問題とされなかつたことである。列国は、オーストリアが永世中立国であろうとなからうと、最終的には国連に加盟するものだと、最初から決めてかかっていた。⁵⁷ また、加盟 당시에 오스트리아도 영구 중립국으로서 특별한 조건은 없을 것이라고 믿었기 때문에, 스위스가 국제연합에 가입한 때와 같은 경우, 영구 중립국으로서 특별한 조건은 없을 것이다.これらについてのオーストリア側の解釈は、多くの国連加盟国が、オーストリアの永世中立を正式に承認した上でオーストリアが国連に加盟することに同意したということは、国連の安全保障体制と永世中立とは両立するということを、それらの国々が黙認した証拠だと言う。⁵⁸ しかし、これは、まだ残された問題ではなかろうか。

IV. 国連非加盟国実情：スイスの国連政策

A. スイスの国連オブザーバー

通常国連加盟国は、大使館と同じ地位の国連代表部（Office of the Permanent Representative）をニューヨークに設けて国連外交を行なっているが、加盟国でないスイスは、オブザーバー事務局（Office of the Permanent Observer）というものを設けて、準加盟国とも呼ばれるような関係を国連と持っている。⁵⁹ このオブザーバーという地位は、国連憲章などでは全く触れられていないものだが、一口で言えば、各会議での発言権と投票権とを除いては、国連内のすべての特権が与えられている存在である。彼は、国連内のすべての会議に出席することができ、他の代表と自由に話すこ

とができる、すべての公文書を入手することができる。

この地位は、主にスイスによって開拓された。前述の通り、スイスは1945年のサンフランシスコ会議に出席することは許されなかったが、その後、1945年6月から翌年3月にかけてラバー教授が国連準備委員会及び執行委員会にオブザーヴァーとして参加したことに始まり⁶⁰、第1回国連総会以来オブザーヴァーが送られている⁶¹。1948年に常任という型をとってから、オブザーヴァーの仕事は、スイス連邦会議に国連の活動について詳しく報告すること、ニューヨークにあるスイスの加盟している国連専門機関と公式の関係を持つことなどとされている。

現在、スイスを含めて七つのオブザーヴァー⁶²がニューヨークの国連本部への出入りを認められているが、過去には、他に日本を含む7ヶ国⁶³がオブザーヴァーとして参加していた。オブザーヴァーの中には、北朝鮮・南朝鮮・南ベトナム・西ドイツなど冷戦のために加盟ができない（できなかつた）国々が見られ、最近北朝鮮がオブザーヴァーの地位を得るまでは、加盟を許されない自由主義国家の窓口としても利用してきた。

またある時、前代国連事務総長ウ・タント氏は、最近人口が非常に少ない小国家が、大国と同等の権利の下で国連に加盟しているが、これらの国々を法規に基づいてオブザーヴァーにしてはどうかという発言をした⁶⁴。しかし、現在オブザーヴァーの立場が明確でないがためにスイスが政治的安全圏内にとどまることができるので、もしこのような法規が成立すれば、スイスと国連との関係が正式なものとなり、従来のオブザーヴァーの地位とは異ったものになるのではないかと懼れられている⁶⁵。このように、冷戦とか小国家（南北問題）がオブザーヴァーの地位と関係しているので、永世中立のスイスは、常に警戒しなければならない。

B. ジュネーヴの国連事務局

スイスは、国際連合に加盟してはいないが、おそらく、他の加盟国のどこよりも積極的に国連の活動に貢献しているだろう。皮肉にも、国際連合の第二本部（ヨーロッパ本部）はジュネーヴにある。その理由は、国際連盟の本部が当時ジュネーヴにあり、ニューヨークに国連本部ができた後にも引き続き旧連盟本部で国連の仕事の一部を続けることになったからである⁶⁶。ニューヨークの本部では主に政治的な仕事がなされるのに対し、ヨーロッパ本部では主に社会・経済に関する仕事が行なわれている。ジュネーヴでは、経済社会理事会（ECOSOC）の夏の会議、国連開発計画（UNDP）の運営会議、人権委員会の会議などが定期的に開かれる。また、ヨーロッパ本部で開かれるその他各種の国際会議の数は、1952年の1,877から、1967年の4,119と増えており、それに伴って参加した各国代表の数は、年間7,000人から22,500人と増加している⁶⁷。なお、余談ではあるが、ニューヨーク本部以外で国連切手が発行されているのはジュネーヴのヨーロッパ本部だけである（額面はスイス・ Franc）。

ジュネーヴには、これ以外の多くの国連専門機関または国連活動の本部が設けられている。それらの主なものを挙げると、ヨーロッパ経済委員会（ECE）、国際麻薬取締委員会、国連難民高等弁務局（UNHCR）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、国際電気通信連合（ITU）、世界気象機関（WMO）、国際教育事務局（IBE、今はユネスコの一部）ガット（GATT、関税と貿易に関する一般協定）などがある。また、ベルンには、万国郵便連盟（UPU）

の本部がある。そのほかに、国際赤十字社など国連とは直接関係のない公または私立の国際機関の本部は、スイス全体では200以上あり、その大半がジュネーヴにある。⁶⁸

これらの国連の活動を援助するために、スイス連邦政府は、国際機関資金財團（FIPOIまたはFoundation des immeubles pour les organisations internationales）というのを設置して、ジュネーヴ州政府の財政を助けながら国連機関のために多くの事業を手掛けている。⁶⁹

C. 国連専門機関との関係

スイスは、国際司法裁判所と、国際食糧農業機関（FAO）、ガット（GATT）、国際原子力機関（IAEA）、国際民間航空機関（ICAO）、国際労働機関（ILO）、政府間海事協議機関（IMCO）、国際電気通信連合（ITU）、国連教育科学文化機関（UNESCO）、万国郵便連盟（UPU）、世界保健機関（WHO）、世界気象機関（WMO）、などの国連専門機関や、国際麻薬取締委員会、国連難民高等弁務局（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）、国連国際児童基金（UNICEF）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連工業開発機関（UNIDO）などの国連の活動に加入している。また、ヨーロッパ経済委員会（ECE）には正式に加入していないが、その各分科委員会にて投票権を持っている。スイスが故意に加入していないのは金融に関係のある専門機関で、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（IBRD又は世界銀行）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）の四つである。しかし、これらとも常に強いつながりを持っている。

これらの機関に加入するに当たり、全く問題がなかったわけではない。まず、国際司法裁判所規程の当事国となった時に⁷⁰、国連憲章第94条第2節が問題になった。それによれば、事件の一方の当事者が裁判所の判決に従がわなくて他の当事者が安全保障理事会に訴えた場合、「理事会は、必要と認めるときには、判決を執行するために勧告をし、又はとるべき措置を決定することができる」とある。ということは、安全保障理事会は、判決執行のために、憲章第7章に基づいて集団的措置をとることができ、スイスがそれに義務付けられることになるだろうか。スイスは、そうではないと解釈した。まず第一に、第7章は、「平和に対する脅威」がなければ採用されないので、判決に従がわないのでその部類に属さない。第二に、憲章第24条によれば、「安全保障理事会に与えられる特定の権限は、第6章、第7章、第8章、第12章で定める」とされており、問題の第94条は第14章にあるので、安保理事会が持つ権限の範囲外であると見られる。⁷¹よって、スイスは、1947年7月に国際司法裁判所規程の当事国となった。

次に、国連専門機関と国際連合との関係が問題とされた。それは、専門機関は、普通国際連合との間に、国連の活動に協力すると約束している。例をあげると、ユネスコと国連との間の協定の第7条には、ユネスコは、「安全保障理事会から要請があった場合、国際平和と安全を維持または回復するための理事会の決議を執行するのに協力する」とある。⁷²これについて、スイスは、初期においては、この種の協定は国際機関（ユネスコ）という法人を義務付けるだけで、その加入国には直接影響はないと解釈していたが、後には、スイスが専門機関の規約を比准するときに、永世中立が許す限界において協力するという但し書きを添えるようになった。⁷³今日までに、このことで実際に問題が起きたことはない。

D. 国際平和維持活動に対する態度

動乱する国際状勢の中で、スイスは、永世中立国だからと言って、単なる傍観者でいるわけではない。戦争にこそ巻き込まれないが、それを防止するのに協力する態度は、世界でも有数の積極的な国である。平和主義を唱える日本でも、その比較の対象にすらならない。ここでは、その例のいくつかを簡単にまとめてみよう。

1. 朝鮮戦争：休戦に当たり、その監視と捕虜の交換を公平に行なうために、休戦監視委員会が設置された。スイスは、スウェーデン、ホーランド、チェコスロヴァキアの3ヶ国と共にそれに加わった。そのために1971年までに費やした経費は1,438万スイス・フランに及ぶ。⁷⁴⁾

2. スエズ危機（1956年）：1956年10月29日起きた第二次中東戦争の停戦を徹底させるために国連緊急軍（UNEF-I），がつくられた。同年11月8日，国連事務総長から依頼を受けたスイスは、スイス航空（Swissair），の飛行機を使って、3,800人の国連緊急軍を、イタリアのナポリからエジプトへ輸送した。この時スイス連邦政府は、160万フランを費やした。⁷⁵⁾ この行為についてのスイス側の説明は、（a）国際連合とエジプトは交戦状態ではない、（b）国連緊急軍は侵略者に対する制裁措置ではない、（c）国連緊急軍は、どちらかといえば、中立的な性質を有する、などである。

3. コンゴ動乱：1961年、最終的にはカタンガ分裂戦争に巻き込まれたコンゴ国連軍事作戦（ONUC）の人道的な面のみに協力するために、スイスは、合計1,590万フランを費やした。⁷⁶⁾ その内容は、（a）キンシャサのキンタント病院の維持、（b）食糧、医用品などの寄付、（c）航空機による物質の運輸などである。また、1961年には、820万フランの国連債券を購入している。⁷⁷⁾

4. キプロス問題：1964年より今日までキプロスの治安に当っているキプロス国連平和軍（UNFICYP）のために、1971年現在、スイスは642万フランを寄付している。⁷⁸⁾

5. 中東戦争（1967）：1967年の「6日戦争」後派遣された国連停戦監視団（UNTSO）のために、航空機を提供するに当たり、1971年までに400万フラン以上を費やしている。⁷⁹⁾

6. ローデシア問題：ローデシア問題は、国連平和維持活動ではないので（朝鮮問題もそうかも知れないが）、ここには正確には当てはまらないが、スイスの国連活動に対する態度という観点から検討してみたい。

ローデシアは、東アフリカにある旧イギリス領で、⁸⁰⁾ その人口は、アフリカ人408万人（94.3%）、ヨーロッパ人22.4万人（5.2%）、アジア人2.1万人（0.5%）であるが、⁸¹⁾ 現在、政権はヨーロッパ人が握っている。1965年10月、スミス政権は、ローデシアの独立を一方的に宣言した。⁸²⁾ 国連安全保障理事会は、独立の結果、ローデシアの人種差別が憲法上定着化する恐れがあると見て、この行為は、「平和に対する脅威」であると議決し、⁸³⁾ これに対して国際的制裁を加えることに決定した。そして、1966年12月16日、国連史上初めて憲章第7章に基づいた集団的国際制裁が可決された。⁸⁴⁾ これは、限られた物に関する強制的経済制裁であったので効果を発揮することができず、1968年5月29日には、全面的経済制裁に切り替えられた。⁸⁵⁾ これは、憲章第41条の範囲内で行なわれた非軍事制裁で、国連加盟国は、ローデシアからいかなる商品や製品をも輸入できず、ローデシア製品の販売・宣伝及び陸・空・海を通じての運送を禁じられ、ローデシアに住む者に対する製品の販売は一切禁じられた。また、ロー

デシア政権または企業に対する経済援助・融資などは禁止され、ローデシア・パスポート所持者の入国は各国で禁止され、ローデシアへの航空便は全面的に廃止されなければならなかった。この目的は、ローデシアを経済的に世界から隔離して、白人のスミス政権を倒すことだった。その結果は別問題として、ここでは、スイス⁸⁷の立場を考えてみよう。

1966年12月17日、最初の経済的制裁が議決された翌日、国連事務総長は、非加盟国スイスに対しても、この決議に協力するようにと正式に要請した⁸⁸。しかし、スイスは、安全保障理事会の決議には、法的には何の義務をも負わないということを強調するために、わざと国連事務総長には正式な解答を送らずその代わり、翌年2月13日、スイス連邦議会は公式声明で、「永世中立国であるスイスは、原則として、国際連合の強制的制裁には服従できない」が、ローデシアが、制裁のぬけ穴としてスイスを利用するような可能性が出てこないよう十分に留意すると発表した⁸⁹。そしてローデシアとの貿易は、1964、1965、及び1966年の平均の額に制限され⁹⁰、いわゆる「平常通商（courant normal）」の体制が敷かれたわけである。1968年の全面的経済制裁についてもスイスは同じ方針に従った⁹¹。

このようにスイスは、安全保障理事会の決議による集団的制裁に参加することを拒否することを、正式に実行をもって示した。しかし、たとえ永世中立国であろうとも、大国全部の同意による国際的行動を完全に無視することはできないことも示した。ここでスイスがとった行動によって、永世中立集団安全保障とは、一つの世界で共存することができるということを立証したことになる。しかし、これは、この二者が両立するということ（国際連合内で永世中立が可能であるということ）を立証したわけではない。

V. 永世中立の国連加盟国の実情：オーストリアの国連政策

A. オーストリアの「積極的中立」外交

オーストリアの外交は、「積極的中立（aktive Neutralität）」の方針に基づくものであると言われている⁹²。スイスとは違い、オーストリアは国連加盟国なので、国連憲章の意図にできるだけ誠実に、しかも積極的に協力することを主旨としている。

これには、それなりの理由があった。かつては帝国と言われたオーストリアは、第二次世界大戦の前後に17年間外国の占領下にあった⁹³。従って、まず最初にそれから完全な独立を獲得し、次に世界に向ってオーストリアの名を再び響かせることが必要とされた⁹⁴。そこで、当時、冷戦という中でオーストリア国家条約の交渉が行き詰まりに陥ってその独立が延期されていた時、それを解決するためにとられた便宜主義的手段が中立化であった⁹⁵。冷戦の両極の合意の上で独立を得たオーストリアは、次に世界に向ってその存在を訴える必要があった。このような事情で中立化されたオーストリアの国民感情には、スイスのような永世中立の伝統というものが備わっていないかったので、世界社会へのデビューとして国連に加盟した時にも、中立については特に問題とされなかった。すなわち、国連に加盟することの方が永世中立よりも重視されていたわけである。

以後オーストリアは、次々と多くの国連専門機関に加入し⁹⁶、安全保障理事会の非常任理事国ともなり、第4代国連事務総長ヴァルトハイム氏も送り出して、一応国際社会へのデビューに成功したわけ

である。

B. 国連総会におけるオーストリア

これまでの数多くの研究によって、国連総会での表決の際、一定の国々が小グループを形成して共通の投票行動（bloc voting）をすることが明らかにされてきた。⁹⁷⁾それを、ここで繰り返す必要はないが、今までこの種の研究において、特に中立について追究したものがないので、ここで、その点を解明したい。また、過去における国連総会の表決の研究のほとんどが因子分析(factor analysis)という技術を用いたものであったが、この方法では、対立する両極を求めることはできるが、中立という立場を明確にすることはできないので、ここでは他の方法を用いる。

今回の分析のデータとして使われたのは、第26回総会（1971年）から第28回総会（1973年）にわたる三つの総会における各国の表決である。この内、取り上げられたのは政治的要素を持つ表決で、その中の90パーセントが三つの課題に集中していた。それらは、(a) 民族自決や人種問題に関するいわゆる南北問題、(b) 軍備制限の問題、(c) 中東問題の三つである。これらの問題についてオーストリアの一般的外交方針を見てみると、南北問題については南側（第三諸国）の立場を認めており、¹⁰⁰⁾ 軍縮は現在一番重要な問題であると述べ、¹⁰¹⁾ 中東問題についてはイスラエルに対する国連の立場¹⁰²⁾ を支持している。¹⁰³⁾ これらの立場は、「積極的中立」の政策方針に基づくものであると言われている。では、永世中立国オーストリアは、国連総会において実際にそのような態度を示しているだろうか。

データの分析は次の要領で行なった。

1. 第26, 27, 28回総会の表決の中から政治的要素を持つものだけを選んだ。
2. それらを (a) 南北問題、(b) 軍備制限、(c) 中東問題の3種類に分類した。
3. それらの各国の表決に、賛成は+1, 出席していて棄権した時は0, 反対または抗議のための欠席の場合には-1, をつけた。
4. 次に各国間の表決における意見の一致を調べるために、ハミング氏距離をやや修正した方式で計算を行なった。用いた式は次の通りである。

$$X = 1 - \frac{1}{n} \cdot \sum_{i=1}^n |x_{ia} - x_{ib}|$$

この式は、国家 a と国家 b とがどの程度表決において一致しているかを表わす。 x_{ia} は国家 a の*i*という議決についての表決で、+1, 0, または-1であり x_{ib} は国家 b の*i*についての表決で+1, 0, または-1である。 X は修正されたハミング氏距離係数で、+1から-1までの範囲内で出され、 X が+1の場合は、国家 a と国家 b が*n*の数ある議決において全く一致していることを示し、-1の場合は、国家 a と国家 b とは全く反対の表決をした（一度も同じように表決しなかった）ことを示す。従って、1971年9月1日現在127ヶ国国連に加盟していたので、8,001の係数が出されたわけである。

ここでは、紙面の都合上、127ヶ国全部について検討するわけにはいかないので、それらを代表する（サンプルになる）と思われる国々の関係を取り上げることにする。

まず、南北問題については表V-1を参照していただきたい。ここで見られるのは、東ヨーロッパ

表V-1

南北問題に関する国連総会表決における各国間の一一致率(抜粋)。1971-1973年分

	ザンビア	中国	ナイジェリア	ソ連	ラオス	アイルランド	日本	スウェーデン	オーストリア	ノルマニア	イギリス	ホルトガル	南アフリカ
ザンビア	1.000												
中国		1.000											
ナイジェリア		.988	.988	1.000									
ソ連		.963	.963	.952	1.000								
ラオス		.952	.952	.940	.916	1.000							
アイルランド	.590	.590	.602	.554	.614		1.000						
日本	.554	.554	.566	.518	.578		.795	1.000					
スウェーデン	.542	.542	.554	.506	.578		.831	.843	1.000				
オーストリア	.505	.505	.517	.470	.530		.806	.843	.867	1.000			
フランス	-.049	-.049	-.038	.038	.000		.337	.375	.385	.446	1.000	旧植民地主義者	
アメリカ	-.193	-.193	-.181	-.170	-.145		.193	.240	.240	.301	.631	1.000	
イギリス	-.279	-.279	-.265	-.265	-.230		.109	.132	.169	.216	.723	.795	1.000
ホルトガル	-.651	-.651	-.640	-.640	-.601		-.241	-.205	-.193	-.157	.375	.494	.578
南アフリカ	-.891	-.891	-.880	-.857	-.844		-.481	-.446	-.435	-.398	.156	.289	.385
											.759	1.000	植民地主義者

N=83. 数字は修正されたハミング氏距離係数。

表V-2

南北問題に関する国連総会表決における各国の棄権の回数と率。1971-1973年分。

国名	棄権の回数	棄権の率
中立主義者		
オーストリア	37	44.5%
スウェーデン	34	41.0%
アイルランド	32	38.6%
日本	32	38.6%
植民地主義者		
ホルトガル	18	21.7%
南アフリカ	5	6.0%
アジア・アフリカ諸国		
ラオス	4	4.8%
ソ連	3	3.6%
ナイジェリア	1	1.2%
中国	0	.0%
ザンビア	0	.0%

表決回数: 83

いたない。

軍備制限においては、表V-3の通り、やや異ったパターンが見られる。ここで対立するのは、軍縮に賛成するブロックとそれに反対するブロックであるが、賛成側には、現在核兵器を持たなくて、将来持つ意志のない諸国で、ここには、アジア・アフリカ諸国や中立主義者が入る。反対する国々は、

諸国と中国とに支持されるアジア・アフリカ諸国と、現植民地主義者（ホルトガル・南アフリカ）との著しい対立である。その間に見られるのが、アメリカの支持を受けた旧植民地主義者（イギリス・フランスなど）と中立主義者である。旧植民地主義者は、どちらかと言えば現植民地主義者に対して好意を持っていることが見られるが、日本を含む中立主義者は、アジア・アフリカ諸国に対してやや好感を持っている。しかし、アイルランド、日本、スウェーデン、オーストリアの間の係数は高く、南北関係に関しては中立ブロックがあることが明確に見られる。また、表V-2に見られるように、出席しながらも棄権することが中立ブロックの場合非常に多く見られる。よって、南北問題に関する限りは、オーストリアは中立的態度を実際にはとっている。自称するように南側にそれほど加勢してはない。

現在核兵器を持つ国で、その中でも、まだこれから伸ばしていくとする中国¹⁰⁴⁾の反対は特に強い。今までの研究では、軍備制限の問題は冷戦の東西対立の問題と見なされてきたが、ここで見られるのはそうではなく、アメリカもソ連も含む「現状維持派」とそうでない国々、すなわち、中国などの「重武装化派」とA・A諸国のような「軍備制限派」である。オーストリアなどの中立主義ブロックは、「軍備制限派」に入っている。

表V-3
軍備制限に関する国連総会表決における各国間の一致率（抜粋）。1971-1973年分

	アルバニア	中国	フランス	アメリカ	ソ連	日本	オーストリア	スウェーデン	アイルランド	エジプト	ユダヤ人	ザイペー
アルバニア												
中国												
フランス	.844	1.000										
アメリカ			.250	.344	1.000							
ソ連												
日本												
オーストリア												
スウェーデン												
アイルランド												
エジプト												
ユーゴスラヴィア												
ザンビア												
ラオス												

N=32. 数字は修正されたハミング氏距離係数。

表V-4
中東問題に関する国連総会表決における各国間の一致率（抜粋）。1971-1973年分。

	イスラエル	コスタリカ	アメリカ	カナダ	南米群	イスラエル側						
イスラエル												
コスタリカ												
アメリカ												
カナダ												
イスラエル												
コスタリカ												
アメリカ												
カナダ												
スウェーデン												
オーストリア												
アイルランド												
イギリス												
フランス												
日本												
中国												
ソ連												
ザンビア												
エジプト												

N=22. 数字は修正されたハミング氏距離係数。

中東問題においては、世界ははっきりと二分されている（表V-4）。イスラエルのアラブ領域への侵略に反対する国々と、その行動を支持する国々である。極端に反対を唱える国々は、共産諸国に支持を受けたA・A諸国である。それ程過激的ではないが原則として反対を唱える国々には、西ヨーロッパ諸国、中立主義者などが含まれる。イスラエル側を支持するのは、アメリカ、カナダ、それに南アメリカ諸国のいくつかで、西半球ブロックとも言えよう。このように、オーストリアは、イスラエルを強く非難する態度を示している。

このように、永世中立国オーストリアは、国連総会では必ずしも中立的な態度をとっているとは言えない。国連総会の決議そのものは国際法にはならないので問題はないが、この決議の結果が、安全保障理事会へ、そして国際的行動へと発展した場合、果してオーストリアが永世中立を主張することができるかどうかは、まだ残された問題である。

C. 安全保障理事会におけるオーストリア

1972年の秋、国連総会は永世中立国オーストリアを安全保障理事会の非常任理事国として選挙し、オーストリアは1973年、¹⁰⁵ 1974年の2年間その役を勤めた。

厳格な観点から見れば、永世中立国が安全保障理事会の任務をなすということは、国際法上全く認められない。と言うのは、憲章第24条にあるように、安保理事会の仕事は第6、7、8、及び12章に基づいて、国際の平和及び安全のために、時には武力の使用も含めた国際的行動を決議することだからである。オーストリアは、永世中立の地位を放棄せずにこの任務を果たすことはできないだろう。また別の観点から言えば、このような永世中立国が含まれていたのでは、安全保障理事会は、その機能を十分に發揮することができない。というのは、安保理事会での議決は、15票のうち9票を要し、もし、永世中立国がその地位を守るために棄権ばかりしていたのでは、議事の運営がはかどらないからである。では、このような問題を乗り切ってオーストリアが安全保障理事会の一員となることができたのはなぜか。

その理由は、現代の国際状勢の現実が、安全保障理事会の本質を変えてしまったことが挙げられる。ニコラスの言葉を借りれば、「国連の諸機関の中で、安全保障理事会ほどその約束された事と實際に行なっている事が矛盾しているものはない」のである。¹⁰⁶ 安全保障理事会がスムーズにその機能を發揮するには、列国（常任理事国）の意見の一致が前提とされる。しかし、1946年以来それが不可能であることが明らかにされた。国連の歴史の中で、安全保障理事会が強制的制裁措置をとったのは、発足後20年経った1966年のローデシア事件が最初であり、今日においてもそれ以外にない。一口で言えば、現代の国際体制の中で、安保理事会は、国際警察的な役割りを果たせなくなっているのである。しかし、それとは逆に、憲章第33章で言うところの、紛争の平和的解決という面においては、安全保障理事会は重要な役割りを果たしてきた。というより、むしろこれが今日の安保理事会の機能であろう。ここでいう平和的解決というのは、交渉、審査、仲介、調停などをいうのだが、これは制裁的機能というより、むしろ仲裁的または中立的機能である。となれば、オーストリアのように永世中立国の方が、信頼度が高いというわけである。これを立証するために、1973年1年間の安全保障理事会を見てみよう。そこで提出された決議案は、過激的な制裁を目的としたものではなく、中立的な仲裁を目的

としたものが多かった。そのため、反対を唱えるのは主に常任の列国の方で、非常任理事国の中では、1年間に1度棄権しただけである。（表V-5）このように、今日の現実においては、オーストリアのような永世中立国が安全保障理事会に加わることが可能なのである。しかし、1974年10月南アフリカを国連から追放する決議が出された時にはオーストリアは棄権しなければならなかつたし、集団的制裁のための表決の時も同様であろう。

表V-5
安全保障理事会における表決（1973年）

決議	非常任理事国										常任理事国			
	オーストリア	オランダ	ギニア	イエメン	ケニア	ハーバード	スウェーデン	トルコ	トリニティ	ラバウル	ゴラン	ラバウル	ギリシャ	アイスラエル
民族自決に関する決議														
326	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
327	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
328	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
329	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
アメリカ・ハナマ関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×
333	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
342	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中東問題に関する決議														
332	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△
決議242について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
337	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
338	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
339	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
340	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
341	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
344	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○
キプロス問題に関する表決														
334	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
343	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
新しい加盟国の承認														
335	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
賛成回数														
	20	20	19	20	20	20	20	20	20	20	20	12	18	15
												13	18	

○ 賛成、△ 捜権、× 反対（常任理事国の場合には拒否権の使用）、※ 欠席

D. 国連平和維持活動に対する態度

オーストリアは、軍隊の出動も含めてスイスよりも積極的に国連平和維持活動に参加している。ス

イスもオーストリアも軍事行動を含めるこの活動に、永世中立国でありながらなぜ参加することができるのか。

その理由は、国連平和維持活動というものの地位が、国際法上明確に定義付けられていないからである。国連憲章は、これについて全くうたっていないし、総会も安全保障理事会も、一度もはっきりと定義付けたことがない。どちらかといえば、これは国連での慣習として育ったものである。国連平和維持活動は、憲章第7章に基づく制裁措置ではない。むしろ、それは、前述の安全保障理事会の仲裁的機能を行動に移したものと言えよう。従って、これは中立的な活動であり、永世中立国の参加が可能であるという理由が十分にある。それらのいくつかを挙げてみよう¹⁰⁷⁾

1. UNEF-I, UNEF-II, ONUC, UNFICYP, UNDOFなどの国連平和維持活動のための国連軍が活動する時には、「平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為」などの違法行為は存在しない。つまりどの国も有罪の判決を受けていない。(以下この種の国連軍を集団安全保障下における制裁のための国連軍と区別するために、国連平和維持軍と呼ぶことにする)
2. 国連平和維持軍は、国際連合の直轄下にあり、一個の国によって利用されることなく、政治的に安定している。
3. 国連平和維持軍のとる態度は、中立を原則とする。従って、今までの慣習では、国連平和維持軍に参加する国は、その紛争に全く無関係な国であるばかりでなく、冷戦とも関係のない国でなければならないとされてきた。
4. 国連平和維持軍は、必要が生じた時に、その紛争だけを目的として結成される一時的なものである。従って、ふだんから列国などによって政治的に操作されることはなく、紛争と関係のある国がまぎれ込むこともない。
5. 国連平和維持軍は、自衛以外の場合に武器を使用することを禁じられている。
6. 国連平和維持軍は、受け入れ側の同意によってのみ派遣され、その国の要請によって撤退されなければならない。

以上、どの点をとっても、永世中立国オーストリアが国連平和維持軍に参加するのに最も良い条件を備えていると言えよう。また、オーストリアも、そうすることが「積極的中立」国の使命であると考えている。¹⁰⁸⁾

1. コンゴ動乱： オーストリアのこの方面での活動はこの時から始まる。1960年7月、オーストリアがONUCに参加するよう要請を受けた時、軍隊を送ることができなかつた。その理由は永世中立ではなくオーストリア憲法のためであった。オーストリア憲法第79条は、軍隊を領土の防衛と国内治安の目的以外に使用することを禁じていた。¹⁰⁹⁾そのため、コンゴへは、50人前後の医療部隊を1960年12月から1963年7月まで送ったのみである。しかし、1971年までにオーストリアがONUCのために費やした額は債券も含めると111.5万ドル（米）になっている。¹¹⁰⁾1965年6月には憲法が改正されて、オーストリア軍が国際機関の下の国際活動に参加できるようになった。¹¹¹⁾

2. イエメン問題（1963—1964）： あまり効果を發揮することができなかつた国連イエメン監視団（UNYOM）に、オーストリアは数名の監視官を送った。¹¹²⁾

3. キプロス問題：1964年2月、UNFICYPに軍隊を提供するよう要請を受けた時は、また憲法が改正されていなかったので送れなかつたが、1972年春以来、270人の兵隊が送られている。¹¹³⁾また、1964年には28人（現在45人）の国連文官警察（UNCIVPOL）員と55人の医療部隊を送った¹¹⁴⁾

4. 中東問題：1967年12月以来8名の監視官をUNTSOに送り、翌年からは医療部隊も送っている。¹¹⁵⁾

5. ローデシア問題：（これは国連平和維持活動ではなく、強制的制裁であることに注意）オーストリアは、ローデシアに対する経済的制裁に参加した。オーストリアは、ローデシアへの輸出はなかつたので問題はなかつたが、ローデシアからの輸入を禁止した。理由は次の通りであった。（a）ローデシアは、母国イギリスが未だその管轄地域であると主張しているので独立した国ではない。（b）法的には、単なる内乱（反乱）であつて、交戦状態ではないので、中立を守る必要はない。（c）中立に関する国際法は、輸出については規定しているが、輸入については何も言っていない。従つて、もし交戦状態にあっても輸入の制限は永世中立の立場とは関係がない。しかし、オーストリアは、これは、ローデシアという特殊な場合のみの方針であつて、これによって永世中立と集団安全保障との関係の前例を作つたと見なすべきではないと主張している。¹¹⁶⁾

VI. 結論：両立の条件と可能性

永世中立と集団安全保障は両立するか否か。その答えは、一定の条件さえ満たされれば、永世中立は、国際連合の中で存在することができる。しかし、それらの条件は、最終的には国際政治のムードによって有無が決定される不安定なものであつて、今日においては、まだ満たされていない。では、それらの条件とは何か。

1. まずスイスの国際連盟における経験によって学んだ通り、永世中立は、限定中立ではなくて全面的中立が認められなくてはならない。言い替えれば、集団安全保障における制裁措置がとられた場合、軍事的性質のものだけではなく、非軍事的なものへの参加も免除されなければならない。これは、加盟時の協定によって定められなければならないので、スイスがもし加盟することを考慮するならば、まずこれが第一条件になるだろう。しかし、オーストリアは、これについての対策は何ら打っていない。

2. これも国際連盟の経験から言えるのだが、強制的制裁措置がとられる場合、永世中立の中立のみが認められるということを、他の加盟国は了解しなければならない。国際連盟において、第二次大戦が始まる頃には、非常に多くの国が中立宣言し、また脱退する国も出て、集団安全保障体制は崩壊したのである。このように、中立という慣例が国連の中でできる危険のないことが保障されなければならない。

3. オーストリア説によれば、平和時に非軍事的制裁に場合によっては参加してもよいとされている。参加するのはよいが、それが戦争に発展しないことが保障されなければならない。一体これは現実的と言えるだろうか。

4. 軍事的集団制裁措置がとられた場合、国際体制全体のムードが、加盟国の中立を認め、非友好的と見なさないだけの寛容性を備えていなければならない。また、国際連盟が行なつたように、

国連軍の領土通過などを要請したり、その可能性を期待したりしてはならない。

5. 国連平和維持活動が制裁的活動又は一方のみに味方をする行動になってはならない。コンゴのONUCのカタンガに対する行動は、その中立性が必ずしも認められているわけではない。¹¹⁷
6. 国連専門機関が政治活動をしてはならない。政治的理由で、ある国をその機関から追放することは永世中立の原則に反している。
7. 安全保障理事会は、現在の仲裁的機能から脱出して、制裁的機能を発揮してはいけない。特に、永世中立国が非常任理事国としてある時には、大きな矛盾が生じる。
8. 国連総会は、「平和のための結集」決議を乱用して、制裁的機関になってしまってはならない。

以上「……してはならない。」の連発になってしまったが、これはあくまでも永世中立国が国連の中で安心して存在できるために、あってはならないことで国連そのものの立場から考えれば、あっても悪くはないことである。これらの条件は、まだ一つとして満たされていないし、実際その問題が起きて、明確な答えが出されたものもない。ただ、現在の段階では、これらの諸条件が逆に永世中立を危険にさらすということがないので、オーストリアは安心して加盟していられるだけである。オーストリアが、国連の中で安定性を保っているからといって、永世中立と集団安全保障との両立性を立証したことにはならない。イスラエルや南アフリカを国連から追放しようとする動きが強まり、南北対立が著しく目立つようになり、その南側に当たる国々は非常に過激的な要素を持ち、更に共産圏諸国からの支持も受けて国連加盟国の過半数に当たるという現状において、将来国連が今まで通りの安定性を保ち続けることは約束されない。¹¹⁸

オーストリアが加盟していく、スイスが加盟していない最も根本的な理由は、スイスの永世中立には百数十年もの伝統があり、一時的かも知れない国際組織にその命を賭けることが出来ない一方、オーストリアの中立は、短期間のうちに外交の便宜上生まれたものであり、一応その当時の役割りは果たしてしまったので、必要に応じて捨てる事もできるものであるということである。歴史を見るとそれがはっきり分る。オーストリアの外交政策のパターンには、必要に応じて他国につくという臨機応変的な面が見られる。その例を挙げると、1867年のハンガリー、1938年のドイツ、1955年の中立、同年の国連加盟、冷戦下において国連総会の表決では西側、南北時代に入ると南側と言ったものである。つまり、国連の中では、過半数を占めるブロックについていれば、その永世中立も脅かされることないと了解されているように見える。しかし大切なことは、このような政治的操作による国連での永世中立の成功が、法規的に成立した国際法の慣習と見なされないことである。

国連加盟国であっても非加盟国であっても、永世中立国である限り集団安全保障に関する行動範囲は、最終的には同じである。そのことは、スイスとオーストリアの今日の国連に対する外交の類似性からも言えよう。永世中立国は独自の立場によって、おそらく国連加盟国の大半よりも、より多く世界平和に貢献できるであろう。国連に加盟するかしないかは、その国の政治事情によって異なる。加盟した場合、集団安全保障体制の中の永世中立は、あくまでも例外でなくてはならない。もし、中立の観念が集団安全保障の中で一般的なものになったならば、その体制の崩壊は容易に予期できるであろう。

註 (FOOTNOTES)

- * Professor of Political Science at Kent State University, Kent, Ohio, U.S.A. Former Adviser to the United Nations Economic Commission for Latin America. 本稿ではおもにスイスに関する部分を担当。スイスに関しては、"Permanent Neutrality and Collective Security: The Case of Switzerland and the United Nations Sanctions against Rhodesia," *Case Western Reserve Journal of International Law*, Vol. 1(1969), pp. 75-104 や *Taxation in Switzerland*, Chicago: Commerce Clearing House, 1975などがある。
- ** Lecturer of Political Science at Gifu College of Education, Gifu, Japan. 本稿ではおもにオーストリアに関する部分を担当。オーストリアに関しては、"Permanent Neutrality in the United Nations: The Case of Austria," Master's Thesis, Kent State University, 1975や、「集団安全保障機構下の永世中立」永世中立103号(1975年4月)などがある。
- (1) 國際連盟の集団安全保障体制については、E. H. Carr, *The Twenty-Years' Crisis, 1919-1939* (London: Macmillan, 1946); T. P. Conwell-Evans, *The League Council in Action* (London: Oxford University Press, 1929); Martin David Dubin, "Toward the concept of Collective Security: The Bryce Group's 'Proposals for the Avoidance of War, 1914-1917,'" *International Organization*, Vol. 24 (1970), pp. 288-318; Frederick S. Dunn, *Peaceful Change: A Study of International Procedures* (New York: Council on Foreign Relations, 1937); C. A. W. Manning, *Peaceful Change: An International Problem* (New York: Macmillan, 1937); Gerhart Niemeyer, "The Balance-Sheet of the League Experiment," *International Organization*, Vol. 6 (1952), pp. 537-558; Royal Institute of International Affairs, *International Sanctions* (London: Oxford University Press, 1939); F. P. Walters, *A History of the League of Nations* (London: Oxford University Press, 1964) などがある。
- (2) 第30回国連総会(1975年秋)において加盟が許可されたものまでを含む数。
- (3) 中立に関する国際法の歴史については、Philip C. Jessup and Francis Deák, *Neutrality: Its History, Economics and Law*, Vol. 1 *The Origins* (New York: Columbia University Press, 1935) を参照。
- (4) 中立に関する国際条約は、最終的には、1907年ハーグで締結された。"Convention Respecting the Rights and Duties of Neutral Powers in Case of War on Land," (The Hague Convention V) October 18, 1907, in *United States Statutes at Large*, Vol. 36 (1907), pp. 2310-2331; United States, *Treaty Series*, No. 540; "Convention Concerning the Rights and Duties of Neutral Power in Naval War," (The Hague Convention XIII) October 18, 1907, in *U. S. Statutes at Large*, Vol. 36 (1907), pp. 2415-2438; U. S. *Treaty Series* No. 545 参照。
- (5) 中立化については、L. Oppenheim, *International Law: A Treatise*, Vol. 2 *Disputes, War and Neutrality*, ed. by H. Lauterpacht (7th ed.; London: Longmans, 1952), pp. 244-246; Marjorie M. Whiteman, ed. *Digest of International Law*, Vol. 1 (Washington, D. C.: Government Printing Office, 1963), pp. 342-344; Cyril E. Black, et al., *Neutralization and World Politics* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1968)などを参照。
- (6) スイスの中立は、1815年6月9日のヴィーン条約や、1919年6月28日のヴェルサイユ条約など多数の条約の中で列国からの保障を受けている。オーストリアの場合は、1955年5月15日の国家条約においてオーストリアの独立と領土の保全は保障されているが、これは永世中立とは関係なく、オーストリアの永世中立を直接保障するものはない。
- (7) Oppenheim, Vol. 2, p. 662.
- (8) 「自衛のための戦争」は、国連憲章第51条でもうたわれているように、今日でも「正当な戦争」と見なされている。
- (9) Joseph L. Kunz, "Austria's Permanent Neutrality," *American Journal of International Law*, Vol. 50 (1956), pp. 418-19; Walter Renschler, *Switzerland's Neutrality* (Zürich: Pro Helvetia, 1972), p. 4; Alfred Verdross, "Austria's Permanent Neutrality and the United Nations Organization," translated by Helene Lischka, *American Journal of International Law*, Vol. 50 (1956), pp. 63-64.
- (10) 中立主義(neutralism)は、国家の一方的宣言による外交政策であって、平和時には国際法上何の地位をも持たない。冷戦においては非同盟政策(non-alignment policy)などとも呼ばれている。
- (11) 国際連盟とスイスの関係については、Edgar Bonjour, *Geschichte der Schweizerischen Neutralität*, Band 2 (Basel: Helbing & Lichtenhahn, 1970), pp. 215-377; Bonjour et al., *A Short History of Switzerland* (Oxford:

- Oxford :University Press, 1952), pp. 357-64; Walter Zahler, "Switzerland and the League of Nations: A Chapter in Diplomatic History," *American Political Science Review*, Vol. 30(1936), 753-757などを参照。
- (12) See; Philip C.Jessup, *Neutrality: Its History, Economics and Law*, Vol. 4 , Today and Tomorrow (New York: Columbia University Press, 1936), "Is Neutrality Dead?", pp. 86-123; and Joesph L. Kunz, "The Laws of War," *American Journal of International Law*, Vol. 50 (1956), pp. 325-328.
- (13) "General Treaty between Great Britain, Austria, France, Portugal, Prussia, Russia, Spain, and Sweden ("Act of Congress of Vienna")," Vienna, June 9, 1815, in Fred L. Israel, ed., *Major Peace Treaties of Modern History, 1648-1967*, Vol. 1 (New York: McGraw-Hill, 1967), pp. 519-575, especially Article 84, p. 558.
- (14) "The Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Germany ("Treaty of Versailles")," Versailles, June 28, 1919, in Israel, Vol. 2, pp. 1265-1533; *American Journal of International Law*, Vol. 13 (1919) Supplement, pp. 151-385.
- (15) René Dollot, "Essay sur la neutralité permanente," The Hague Academy, *Recueil des Cours*, Vol. 67 (1939- I), p. 29; John B. Whitton, "La neutralité et la Société des Nations," The Hague Academy, *Recueil des Cours*, Vol. 17 (1927-II), p. 535; and Zahler, pp. 755-56.
- (16) 最高連合会議 (the Supreme Allied Council) は、フランス、イギリス、イタリア、日本、アメリカから成っていた。
- (17) "Declaration of London," February 13, 1920, in League of Nations, *Official Journal* (1920), pp. 57-58.
- (18) See also Oppenheim, , Vol. 2, pp. 663-666.
- (19) スイスの国際連盟加入についての国民選挙の結果は、賛成 416, 870 (12½州)、反対328,719票 (11½州) の接戦であった。詳細については、Robert C. Brooks, "Swiss Referendum on the League of Nations," *American Political Science Review*, Vol. 14 (1920), pp. 479-480; Manley O. Hudson, "Membership in the League of Nations," *American Journal of International Law*, Vol. 18 (1924), p. 440などを参照。
- (20) スイスは、国際連盟軍の領土内通過を要請されたり、ボリヴィアとパラグアイの間のチャコ戦争の時それらの国にに対しての連盟国による通商停止に参加することにもなった。詳しくは、Zahler, pp. 753-754 ;Walters, pp. 393-395 & pp. 526-536 を参照。
- (21) Bernard Dutoit, *La neutralité suisse à l'heure Européenne* (Paris: Pichon et Durand-Auzias, 1962), pp. 33-34.
- (22) Carr, p. 27.
- (23) フランス代表は、憲章第4条に「この組織に加入することは、中立の地位とは両立しない義務を意味する。」という文章を加えるように提案したと言われている。 *Documents of the United Nations Conference on International Organization, San Francisco, 1945*, Vol. 3 (1945), Doc. 2, G/7/o, March 21, 1945, p. 383.
- (24) また、フランス代表は、第2条第5節にも「国家がその義務を免れるために中立の地位を援用することはなく。。。」と加えることを提案した。 *Documents of the United Nations Conference*, Vol. 6, "Report of the Rapporteur of Subcommittee I/1/A to Committee I/1," Doc. 739, June 1, 1945.
- (25) *Ibid.*
- (26) Charles G. Fenwick, *International Law* (4 th ed.; New York: Appleton-Century-Crofts, 1965), p. 277. See also Fenwick, "The Old Order Changeth, Yielding Place to New," *American Journal of International Law*, Vol. 47 (1953), pp. 84-87.
- (27) 二つの原則とは、(a) 国際連合のとる行動について国際連合にあらゆる援助を与えることと、(b) 国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。
- (28) Leland M. Goodrich, Edward Hamdro, and Anne Patricia Simons, *Charter of the United Nations: Commentary and Documents*(3rd ed.; New York: Columbia University Press, 1969), p. 56; Hans Kelsen, the *Law of the United Nations: A Critical Analysis of its Fundamental Problems* (New York: Praeger, 1966), p. 94; and Kelsen, "Théorie du droit international public," The Hague Academy, *Recueil des Cours*,

Vol. 84 (1953-III), p. 60.

- (29) 起源についての要約は、H.G. Nicholas, *The United Nations as a Political Institution* (4th ed.; London: Oxford University Press, 1971), Chapter 1, pp. 1-13; and Inis L. Claude, Jr., *Swords into Plowshares: The Problems and Progress of International Organization* (4th ed.; New York: Random House, 1971), Chapter 4, pp. 57-80 を参照。
- (30) 國際連合の「原加盟国 (original Members)」に関する憲章第3条については、Goodrich, Hambro, and Simons, pp. 81-84 を見よ。
- (31) このような意見を述べたものには、Rudolf L. Bindschedler, "Die Neutralität in modernen Völkerrecht," *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Vol. 17 (1956), p. 31, and Louis Henkin, "Force, Intervention, and Neutrality in Contemporary International Law," in *The Strategy of World Order*, Vol. 2, ed. by Richard A. Falk and Saul H. Mendovitz (New York: World Law Fund, 1966), p. 350 などがある。
- (32) André Gervais, "La pratique de la neutralité dans la seconde guerre mondiale," *Die Friedens-Warte* Vol. 44 (1938), p. 17.
- (33) W. P. Grieve, "The Present Position of 'Neutral' States," *Grotius Society, Transactions*, Vol. 33 (1947), pp. 111-112.
- (34) *Switzerland and the United Nations: Report of the Federal Council to the Federal Assembly concerning Switzerland's Relations with the United Nations*, June 16, 1968 (First Report), p. 48.
- (35) *Ibid.*, p. 123.
- (36) *Ibid.*, pp. 51-52.
- (37) *Ibid.*, p. 52.
- (38) J. F. Lalive, "International Organization and Neutrality," *British Yearbook of International Law*, Vol. 24 (1947), p. 78. See also Paul Guggenheim, "La sécurité collective et le Problème de la neutralité," *Annuaire suisse de droit international*, Vol. 2 (1945), p. 32.
- (39) Goodrich, Hambro, and Simons, p. 29.
- (40) Charles Chaumont, "Nations Unies et neutralité," *The Hague Academy, Recueil des Cours*, Vol. 89 (1956-I), p. 33.
- (41) Verdross, p. 67; and Oppenheim, Vol. 2, p. 650.
- (42) Bindschedler, p. 29; Philip C. Jessup, *A Modern Law of Nations* (New York: Macmillan, 1949), p. 203; Hans Kelsen, *Principles of International Law*, ed. by Robert W. Tucker (2nd ed.; New York: Holt, Rinehart, and Winston, 1966), p. 172; Titus Komarnicki, "The Place of Neutrality in the Modern System of International Law," *The Hague Academy, Recueil des Cours*, Vol. 80 (1952-I), pp. 490-499; Komarnicki, "The Problem of Neutrality under the United Nations Charter," *Grotius Society, Transactions*, Vol. 38 (1952) p. 85; Lalive, p. 79; Oppenheim, Vol. 2, p. 651; Dietrich Schindler, "Aspects contemporains de la neutralité," *The Hague Academy, Recueil des Cours*, Vol. 121 (1967-II), p. 248; Verdross, p. 67; and Whiteman, Vol. 11, p. 145などでこの点についての意見の一致が見られる。
- (43) Kelsen, *Principles of International Law*, p. 172; Lalive, pp. 81-82; and Howard J. Taubengfeld, "International Actions and Neutrality," *American Journal of International Law*, Vol. 47 (1953), p. 390.
- (44) たとえば、朝鮮動乱の際の安全保障理事会の決議は、「武力による攻撃に抵抗し、その地域において國際平和と安全を回復するため必要な援助を、加盟国は大韓民国に提供することを勧告する。」となっている。U.N. Doc. S/15-11.
- (45) General Assembly Resolution 377A, November 3, 1950 (U.N. Doc. A/1755).
- (46) Kelsen, *Principles of International Law*, p. 172; and Schindler, pp. 248-249. 「平和のための結集」決議の有効性については、Hans Kelsen, *Recent Trends in the Law of the Nations* (New York: Praeger, 1964), pp. 985-986; Komarnicki, "The Place of Neutrality in the Modern System of International Law," pp. 497-498; and Whiteman, Vol. 13, pp. 563-577 を参照。

- (47) 憲章第41条の「非軍事的措置」とは、「経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中止並びに外交関係の断絶を含む」ものである。
- (48) Lalive, p. 80.
- (49) Oppenheim, Vol. 2, p. 649; and Schindler, p. 256.
- (50) Komarnicki, "The Place of Neutrality in the Modern System of International Law," p. 477; and Kelsen, *Principles of International Law*, P. 171.
- (51) Heribert F. Koeck, "A Permanently Neutral State in the Security Council," *Cornell International Law Journal*, Vol. 66 (1973), p. 148; Kunz, "Austria's Permanent Neutrality," p. 424; Verdross, pp. 66-67; and Karl Zemanek, "Neutral Austria in the United Nations," *International Organization*, Vol. 15 (1961), p. 414.
- (52) オーストリアの中立化の過程については、Whiteman, Vol. 1, pp. 348-355; Heinrich Siegler, *Österreichs Souveränität, Neutralität, Prosperität* (Wien: Verlag für Zeitarchive, 1967); (and Kurt Waldheim, *Der Österreichs Weg: Aus der Isolation zur Neutralität* (Wien: Verlag Fritz Molden), pp. 107-108 参照)。
- (53) 当時の国連加盟に関する問題については、Claude, pp. 88-100 を参照。
- (54) オーストリアの占領についての詳しいことは、Robert E. Clute, *The International Legal Status of Austria, 1938-1955* (The Hague: Nijhoff, 1962); Walter Goldinger, *Geschichte der Republik Österreich* (München: R. Oldenbourg Verlag, 1962); Richard Hiscocks, *Rebirth of Austria* (London: Oxford University Press, 1953); and "Summary of the Agreement between the Government of the United Kingdom, the United States of America, the Union of Soviet Socialist Republics, and the Provisional Government of the French Republic, on Zones of Occupation in Austria," U. S. Department of State Press Release, August 8, 1945, in Department of State, *Bulletin*, Vol. 8, p. 221. などに書かれている。
- (55) William B. Bader, *Austria Between East and West, 1945-1955* (Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1966).
- (56) "Package deal"によって同時に加盟が承認された国は、アルバニア、ブルガリア、カンボジア、セイロン、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラオス、リビア、ネバール、ホルトガル、ルーマニア、スペイン、それにオーストリアであり、加盟国の数は、60から76に増えた。"Letter from the President of the Security Council to the President of the General Assembly," December 14, 1955 (U. N. Doc. A/4099); and General Assembly Resolution 995 (X), December 14, 1955. 特に "package deal"においてオーストリアに関連した事については、Wolfgang Strasser, *Österreich und die Vereinten Nationen: Eine Bestandsaufnahme von 10 Jahren Mitgliedschaft* (Wien: Wilhelm Braumüller, 1967). pp. 16-33 参照。
- (57) オーストリア国家条約の前文では、列国はオーストリアの国連加盟の支持をするとあり、17条では、「オーストリアが国連加盟になった後...」とある。"State Treaty for the Re-establishment of an Independent and Democratic Austria," Vienna, May 15, 1955, in United Nations, *Treaty Series*, Vol. 217 (1955), No. 2499, pp. 223-379; *United States Treaties and Other International Agreements*, Vol. 6, pt. 2 (1955), No. 3298, pp. 2369-2535; United States Department of State, *Bulletin*, Vol. 32 (1955), pp. 916-932; *American Journal of International Law*, Vol. 49 (1955) Supplement, pp. 162-191; and *Documents of American Foreign Relations*, 1955, pp. 127-156.
- (58) *Switzerland and the United Nations: First Report*, p. 43; Alfred Verdross, "La neutralité dans le cadre de l'U.N., particulièrement celle de la République d'Autriche," *Revue générale de droit international public*, Vol. 61 (1957), p. 188; and Heinrich Blechner, "Österreichs Weg in die Vereinten Nationen," *Österreichische Zeitschrift für Außenpolitik*, Vol. 1 (1961), p. 351 et seq.
- (59) Alfred Mower, "Observer Countries: Quasi Members of the United Nations," *International Organization*, Vol. 20 (1966), p. 266.
- (60) *Switzerland and the United Nations: First Report*, p. 61.
- (61) 過去におけるスイスのオブザーバーは、Wagnière (1948-1953), Lindt (1953-1956), Soldati (1956-1957), Schnyder (1957-1961), Thalmann (1961-1966), Turrettini (1966-1974) といまの Marcuard (1974-) である。

- (62) 北朝鮮、南朝鮮、ヴァチカン教皇庁、モナコ、イスラム教⁶²、PLO（パレスチナ解放機構）の2団体。
- (63) オーストリア、バングラデッシュ、イタリア、日本、南ベトナム（サイゴン）、スペイン、西ドイツの7ヶ国。
- (64) *Introduction to the Annual Report of the Secretary-General on the Work of the Organization, 16 June, 1966 - 15 June, 1967*, General Assembly Official Records, Twenty-Second Session, Supplement No. 1A, p. 20.
- (65) *Switzerland and the United Nations: First Report*, p. 115.
- (66) *Negotiations with the Swiss Federal Council: Report by the Secretary-General*. United Nations General Assembly A/175. November 4, 1946.
- (67) *Switzerland and the United Nations: First Report*, p. 57.
- (68) *Ibid.*
- (69) FIPOIの活動については、*Switzerland and the United Nations: First Report*, pp. 58-59を参照。
- (70) 国連憲章第93条によれば、国連加盟国でない国も、国際司法裁判所規程の当事国となることができる。
- (71) *Switzerland and the United Nations: First Report*, p. 82; and Manley O. Hudson, "Switzerland and the International Court of Justice," *American Journal of International Law*, Vol. 41 (1947), pp. 866-871.
- (72) *Switzerland and the United Nations: First Report*, p. 94.
- (73) *Ibid.*, pp. 94-95.
- (74) *Switzerland and the United Nations: Second Report*, p. 16.
- (75) *Ibid.*
- (76) *Ibid.*
- (77) *Ibid.*
- (78) *Ibid.*
- (79) *Ibid.*
- (80) ローデシア（南ローデシア）は、1899年からイギリス南アフリカ会社の統治下にあり、1923年イギリスに併合された時、そこに住む白人に自治権が与えられた。1953年には北ローデシア（今日のザンビア）、ニヤサランド（マラウイ）と共に連邦体制に入ったが、不成功に終わり1963年に解体された。
- (81) 1965年の独立宣言当時の人口。
- (82) 一方的独立宣言（Unilateral Declaration of Independence 又は UDI）の本文は *International Legal Materials*, Vol. 5 (1966), pp. 230-231 に記載されている。
- (83) それに至るまでに、国連総会と安全保障理事会において、G.A. Resolution 2022 (XX), November 5, 1965; G.A. Resolution 2024 (XX), November 11, 1965; Security Council Resolution 216, November 12, 1965; Security Council Resolution 217, November 20, 1965 などのローデシアに関する決議が通過されている。
- (84) Security Council Resolution 221, April 9, 1966.
- (85) Security Council Resolution 232, December 16, 1966. また、1966年12月8日から16日までにわたる背景的事件については、*Security Council Official Record*, S/PV, pp. 1331-1340 参照。
- (86) Security Council Resolution 253, May 29, 1968.
- (87) スイス連邦議会が発表したところによると、スイスはしいてローデシアと貿易をする必要はなかった。 *Neue Zürcher Zeitung* 1967年2月15日付1頁。1965年のローデシアからスイスへの輸出は年額 567.8 万ドル（総額 4 億 6 千万ドルの 1.2 ハーセント）で、スイスからの輸入は 164.1 万ドル（年輸入総額 3 億 3 千 4 00 万ドルの 0.5 ハーセント）にすぎなかつた。 *Sixth Report of the Secretary General*, U.N. Doc. S/7781/Add. 5 (June 13, 1968); and Table 1 in "Issues before the 23rd General Assembly," *International Conciliation*, No. 569 (1969), p. 74.
- (88) この文章の全文はドイツ語で *Neue Zürcher Zeitung* 1966年12月24日付1頁に出ている。
- (89) *Neue Zürcher Zeitung* 1967年2月15日1頁。
- (90) 詳しい統計については、*Sixth Report of the Secretary-General*; "Issues before the 23rd General Assembly," p. 74 参照。
- (91) *Neue Zürcher Zeitung* 1968年9月6日33頁; *Neue Zürcher Zeitung* 1968年12月19日27頁。

- (92) たとえば、Rudolf Kirchschläger, "Thoughts on Austrian Foreign Policy, 1971," An address delivered on November 25, 1971, to the Austrian Association for Foreign Policy and International Relations. English translation distributed by the Austrian Federal Ministry for Foreign Affairs, Press and Information Department, Vienna (Mimeo graphed), p. 7.
- (93) オーストリアは、7年間ドイツに、10年間連合軍に占領された。註54参照。
- (94) Rudolf Kirchschläger, "Austria and the United Nations," An address delivered on October 24, 1972, to Austrian United Nations Association. English translation distributed by the Federal Ministry for Foreign Affairs, Press and Information Department, Vienna (Mimeo graphed), p. 3; Thomas O. Schlesinger, *Austrian Neutrality in Postwar Europe: The Domestic Roots of a Foreign Policy* (Wien: Universitäts-Verlagsbuchhandlung, 1972), p. 87.
- (95) 註52参照。
- (96) オーストリアは次の各国連専門機関に加入している。FAO, IAEA, IBRD, ICAO, IDA, IFC, ILO, IMF, ITU, UNICEF, UNESCO, UPU, WHO, WMO, GATT, IBE.
- (97) 国連総会での bloc voting の研究で代表的なものを挙げると、Hayward R. Alker, Jr., "Dimensions of Conflict in the General Assembly," *American Political Science Review*, Vol. 58 (1964), pp. 642-657; Hayward R. Alker, Jr., and Bruce M. Russett, *World Politics in the General Assembly* (New Haven, Conn.: Yale University Press, 1965); M. Margaret Ball, "Bloc Voting in the General Assembly," *International Organization*, Vol. 5 (1951), pp. 3 -31; Geoffrey Goodwin, "The Expanding U.N.: I-Voting Patterns," *International Affairs* (London), Vol. 36 (1960), pp. 174-187; Thomas Hovet, *Africa in the United Nations* (Evanston, Ill.: Northwestern University Press, 1963); Thomas Hovet, *Bloc Politics in the United Nations* (Cambridge: Harvard University Press, 1960); David Kay, *The New Nations in the United Nations, 1960-1967* (New York: Columbia University Press, 1970); Arend Lijphart, "The Analysis of Bloc Voting in the General Assembly," *American Political Science Review*, Vol. 57 (1963), pp. 902-917; Leroy Reiselsbach, "Quantitative Techniques for Studying Voting Behavior in the U.N. General Assembly," *International Organization*, Vol. 14 (1960), pp. 291-306; Robert E. Riggs, *Politics in the United Nations* (Champaign: University of Illinois Press, 1958); Bruce M. Russett, "Discovering, Voting Groups in the United Nations," *American Political Science Review*, Vol. 60 (1966), pp. 327-339; and Jan F. Triska and Howard E. Kock, Jr., "Asian-African Coalition and International Organization: Third Force or Collective Impotence?" *Review of Politics*, Vol. 21 (1959), pp. 417-455. などがある。
- (98) See: H.H. Harman, *Modern Factor Analysis* (Rev. ed.; Chicago: University of Chicago Press 1967); R.J. Rummel, *Applied Factor Analysis* (Evanston, Ill.: Northwestern University Press, 1970), and L.L. Thurstone, *Multi-Factor Analysis* (Chicago: University of Chicago Press, 1947).
- (99) 因子分析においては、+1は完全一致、-1は完全対立であるが、0は「中立」ではなくて「無関係」であるということからこのことが言える。
- (100) Rudolf Kirchschläger, "Statement in the General Debate at the Twenty-Sixth Session of the General Assembly," November 30, 1971. Distributed by the Austrian Federal Ministry for Foreign Affairs, Press and Information Department, Vienna (Mimeo graphed), pp. 5 - 6 .
- (101) Rudolf Kirchschläger, "Statement in the General Debate at the Twenty-Eighth Session of the General Assembly," October 4, 1973. Distributed by the Austrian Federal Ministry for Foreign Affairs, Press and Information Department, Vienna (Mimeo graphed), pp. 2 - 5 .
- (102) 安全保障理事会決議242に基づくもので、イスラエルのアラブ領土からの撤退を要求する。
- (103) Kirchschläger, "Statement in the General Debate," September 30, 1971, p. 4 .
- (104) アルバニアは、核兵器を持ってはいないが、代表権が中共に移る以前から中共のスポーツマンとして活動しており、現在の国連総会ではこの二国の表決が全く一致している。
- (105) United Nations General Assembly Provisional Records, 27, plenary meeting, October 20, 1972.
- (106) Nicholas, p. 73.

- (107) 平和維持活動は、一見前国連事務総長ハーマン・ショルトの考案のようにも見えるが、これは国際連盟の時代からあつたものである。
- (108) 前オーストリア外相の Tončić-Sorini は、1966年6月14日チューリッヒでこの点を明確に述べている。 "Die Gemeinsamkeiten und Verschiedenheiten der schweizerischen und der österreichischen Neutralität," *Österreichische Zeitschrift für Aussenpolitik*, Vol. 6 (1966), p. 169 et seq. 参照。
- (109) *Texte zur Österreichischen Verfassungs-Geschichte* (Wien: Kopierzentrum, 1970), p. 356. なお英訳は、Amos J. Peaslee, *Constitutions of Nations*, Vol. 3, *Europe* (3rd ed.; The Hague: Martinus Nijhoff, 1968), p. 47 を参照。
- (110) David W. Wainhouse, *International Peacekeeping at the Crossroads: National Support - Experiences and Prospects* (Baltimore: John Hopkins University Press, 1973), p. 306.
- (111) BGBI. Nr. 173/1965, "Bundesverfassungsgesetz über die Entsendung österreichischer Einheiten zur Hilfeleistung in des Ausland auf Ersuchen internationaler Organisation," 1965年6月30日. および, BGBI. Nr. 233/1965 "Bundesgesetz über Entsendung von Angehörigen des Bundesheeres zur Hilfeleistung in das Ausland," 1965年7月14日.
- (112) Wainhouse, p. 183.
- (113) *Österreichische Zeitschrift für Aussenpolitik*, Vol. 12 (1972), p. 31. なお現在は400人。 *The Military Balance* (London: International Institute for Strategic Studies, 1973), p. 26.
- (114) Wainhouse, pp. 358-360; U.N. Doc. S/5679, S/5764, and S/5910.
- (115) Wainhouse, p. 45.
- (116) U.N. Doc. S/7795, February 28, 1967; and Security Council *Official Record*, Vol. 22, Supp. (Jan. - Dec. 1967), p. 74 and pp. 155-156. また, Karl Zemanek, "Das Problem der Beteiligung des immerwährend neutralen Österreich an Sanktionen der Vereinigten Nationen, besonders im Fall Rhodesiens," *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht*, Vol. 28 (1968), p. 28.
- (117) この問題点を国際法の観点から徹底的に検討したものに、R. Simmonds, *Legal Problems Arising from the United Nations Military Operations in the Congo* (The Hague: Martinus Nijhoff, 1968) がある。
- (118) 過去30年の国連の歴史を見て、これで国連安全保障体制の慣習が成立したと見、本稿よりも楽観的な立場から、スイスは将来国連に加盟する運動を始めるかも知れないという学者もいる。 Michael M. Gunter, "Switzerland and the United Nations," *International Organization*, Vol. 30 (1976), pp. 129-152.